

『コンビニ』や『スマホ』などを使って 税金の納付ができるようになりました

全国のコンビニエンスストアやスマートフォンなどを使って、休日や夜間でも税金の納付ができるようになりました。スマートフォンやタブレットで、スマートフォンアプリ『PayB』を利用してどこでも納付ができます。

※『PayB』は、納付書に印字されたバーコードを読み取り、対応した金融機関口座から即時納付ができるサービスです。

■対象となる税金

町県民税（普通徴収）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

※平成31年1月以降に発行した納付書から利用できます。

■取扱店舗など

- ・市内のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマートの他、全国のコンビニエンスストア各店舗
- ・スマートフォンアプリ『PayB』指定の金融機関

■スマホ収納用のアプリ『PayB』の利用方法

①スマートフォンやタブレットでスマートフォンアプリ『PayB』をダウンロードし、決済に必要な金融機関口座情報などを登録する。

※金融機関に対応した『PayB』をダウンロードする必要があります。

②納付書のバーコード（下記見本）を『PayB』で起動したスマートフォンのカメラで読み取り、即時口座振替決済により納付する。

※詳細は、町ホームページまたは『PayB』のホームページ(<https://payb.jp/>)をご覧ください。

■注意事項（コンビニ納付・スマホ納付共通）

◇使用できない納付書

- ・バーコードの印字がないもの
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- ・破損や汚損などにより、バーコードを読み取れないもの
- ・金額を訂正したもの

※納期限を過ぎて納付される場合は、督促手数料や延滞金がかかる場合があります。担当課へお問い合わせください。

◇スマホ納付

- ・通信料は利用者負担となります。
- ・現在『PayB』以外のスマートフォンアプリは利用できません。
- ・『PayB』は機能上クレジットカードの登録もできますが、現在田布施町では、クレジットカードによる納付には対応していません。

※『PayB』による納付では、領収証書や軽自動車税の継続検査用納税証明書は交付されません。これらが必要な場合は、町役場会計室、納付書記載の金融機関、またはコンビニ窓口で納付してください。

■問合せ先

◇町県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

税務課納税係・収納対策室 ☎52-5804

◇国民健康保険税

健康保険課賦課徴収係 ☎52-5809

■口座振替をご利用ください

町税などは、従来通り金融機関から口座振替で納付することもできます。町役場や金融機関、コンビニへ出かける手間も省け、納付忘れをすることもなく大変便利です。ぜひ、口座振替もご利用ください。

■新納付書見本